

1966年に静岡県で一家4人が殺害された強盗殺人事件で死刑が確定した袴田巖さん(82)の再審請求で、東京高裁は今日11日、再審開始を認め、静岡地裁決定を取り消す一方、死刑と拘留の執行停止は維持した。矛盾しているともいえる結論。検察内部には反発とともに理解を示す声もあり、異議を申し立てる可能性は低いとの見方が大勢だ。

袴田事件再審認めず

▽本 体

「(高裁で結論が)ひっくり返ったんだから、収監されると思っていた」。異例の判断に、検察幹部は拍子抜けした様子で語った。再審開始という「本体」が否定された以上、それに付随する拘留の判断も変更するのが当然との意見は検察内部に根強い。

裁判のやり直しを決めた2014年3月27日の地裁決定は、弁護側DNA型鑑定、信用性を認めた上で、捜査機関による証拠捏造の可能性にも言及。拘留を続けるのは「耐え難いほど正義に反すること結論付けた。袴田さんは、その日のうちに釈放された。

刑事訴訟法は、再審開始の決定をしたときは刑の執行を停止できると規定。今回のケースだと「刑」は死刑を意味し、拘留までは含まれないとの解釈が一般的とされるため、いずれの執行も停止した地裁決定は

検察側、異議見送りか

「イレギュラーで大胆な判断」(法曹関係者)と受け止められた。実際、再審開始決定の時点で死刑囚が釈放された例は袴田さん以外になく、免田事件や財田川事件など再審無罪が確定した他の死刑事件は、再審公判で無罪判決が出た後だった。

▽前 例

地裁決定の後、検察側は再審開始を不服として高裁に即時抗告。拘留の停止決定についても抗告を申し立てたが、決定直後に退けられた。

今回の高裁決定の拘留停止の部分に再び抗告できるかどうかは、検察内部でも意見が分かれている。前例がないことに加え、決定主文では拘留の問題に触れず、理由の中で「必要性は弱まるものの、必ず取り消すべきとはいえない」と説明しているにすぎないためだ。

職権で停止を取り消すよう求めることはできるが、法律上の手続きではないため裁判所に応じる義務はな

い。

▽納得度

高裁は、地裁の再審開始決定の決め手となったDNA型鑑定について「研究段階の手法で、科学的原理や有用性に深刻な疑問がある」と信用性を否定した。

袴田さんの釈放を維持した理由は「逃走の恐れが高まるなどして刑の執行が困難になる危険性が大きい」と説明。その根拠に年齢や健康状態、生活状況などを挙げた。

検察内部には「他の死刑囚との公平性の観点から問題がある」との批判がある一方「釈放後の4年間、問題行動がなかった」「一度釈放されており、合理的だと理解を示す幹部もいる。

神奈川大法科大学院の白取祐司教授(刑訴法)は「高裁決定は検察の全面勝利で、納得度は相当高いので、納得度は高い」とし、釈放維持の判断に従うだろうと推測。決定が袴田さん固有の事情を強調していることから「前例にはならない」とみる。

ただ高裁決定は「本決定が確定した場合は再び拘留できる」とも記しており、弁護側の特別抗告を受けた最高裁が高裁の判断を支持すれば、袴田さんは再収監されるとみられる。